

令和 6 年度第 2 回高槻市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に対する事前質問

1. 事前質問実施結果

- (1) 質問 10件
- (2) 意見 24件

2. 質問一覧

資料NO.	ページ	該当部分	質問	回答
1	2	進捗状況一覧表1/6 2 自立支援教育訓練給付金事業の実施	決算額が令和 5 年度は前年度の約5分の1となりましたが、どのような理由が考えられますか。縮小の必要はありませんか。	令和5年度について、令和4年度と比較しますと、講座の指定件数は同じでしたが、うち2件は申請者の受講修了が年度末であったため支給が令和6年度になったことや、支給した3件ともに受講料が比較的安価であったことから、支給額が減少しているものです。令和6年度については、現在までで12万7千円程支給していること、また、他に令和6年度中に支給予定の方も複数おられ、今後、支給額が増加する見込みであることから、事業の縮小は予定しておりません。
1	2	進捗状況一覧表1/6 7 ひとり親家庭等の状況に応じた就業支援(ハローワーク等との連携)	相談件数が倍増していますが、母子父子自立支援員の増員は必要ありませんか。	令和5年度については、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に位置付けられ、求職活動が活発化したことにより、令和4年度と比較すると就労に関する相談が増加しておりますが、令和4年度はコロナ禍であり、就労相談を含めた相談件数全体の延べ件数で見ますと、令和5年度はコロナ禍以前と同程度のため、引き続き現行の体制で対応していきたいと考えています。
1	2	進捗状況一覧表5/6 24 母子・父子福祉推進委員による地域における相談体制の充実	母子・父子福祉推進委員として委嘱したのはどのような方ですか。	委員は、高槻市ひとり親家庭福祉会から候補者の推薦を頂き、社会的信望があり母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の向上に熱意と見識を有すると認めた方に委嘱しております。
1	5	進捗状況一覧表5/6 24 母子・父子福祉推進委員による地域における相談体制の充実	地域における相談体制の充実において相談総数が令和 4 年度から令和 5 年度に大きく増えていますがその理由は何でしょうか。	この相談数につきましては、延べ人数となっており、同一の方から複数の相談も1件としてカウントしているため、単純に相談者の実人数自体が増加しているとはいえない状況です。また、市が確認できている相談内容としては、住宅、特に引越しに関する相談や、仕事と子育てのバランスなどライフスタイルに応じた仕事に就きたいなどの相談が、近年では多く見られます。
2	-	子ども計画全般	参考資料 2 では今後、中間見直しを行うとありますが、今回の計画では数値目標は入れないのでしょうか。	こども計画の策定にあたりましては、国からの計画策定にあたるガイドラインや大阪府のこども計画の策定状況などを踏まえ、令和 7 年度当初は、本市が現行において実施している事業を中心として記載し、今後計画期間中に中間見直しを行い、必要に応じて、計画の改訂を行う予定としております。 当初の計画におきましては、こども大綱において示されました、本市のこども施策は、冊子に取りまとめましたとおり、数多くございます。そこで、こどもの成長（ライフステージ）に即した事業を取り纏めて掲載するなど、まずは市民の皆様にも数ある施策の周知を図ることを目的の一つとしておりまして、数値目標や優先度の設定は予定しておりません。今後、次年度以降におきまして、こどものみなさんに対するアンケート調査を始めとした意見聴取の実施を予定しており、その結果を踏まえまして、さらに内容の充実に努め、改定時の計画に反映していきたいと考えております。
2	-	子ども計画全般	子ども、若者の意見の聴取の見直しはどうでしょうか。	
2	-	子ども計画全般	全体的な取りまとめのことですが優先度はつけないのでしょうか	
2	-	-	こども大綱からの引用がされていない部分の理由を教えてください。 ※国でしか行えない事項以外は、対応する現行の取組がない場合も、省かずに挙げておくべきではないでしょうか。	この度の素案については、本市における数多くある子ども施策の周知を図ることに重点をおいて策定を行ったところであり、本計画の記載にあたりましては、こども大綱に記載されている項目を勘案しながら、本市が現行実施しているどの施策がこれに当たるのか、明確にするため、大綱と施策が一致するよう記載することとしたものです。 記載内容につきましては、次年度以降、こどものみなさんからの意見聴取などを予定しており、これらを含めまして、また、国のガイドラインや他の自治体の記載事例等も参考にしながら考えてまいります。
2	9	子どもの人権について	子どもの人権に対する意識変革が計画を進めていく上でも非常に重要だと考えます。この調査ではそれぞれの項目で 3 割前後で子どもの人権への理解が低い回答が見られますが年齢別の違いがあるのではないかと推察します。年齢層別の対策を立てるために年齢層別の調査結果は出ないでしょうか。	ご指摘のグラフにつきましては、「高槻市第 2 次人権施策推進計画」から引用したのですが、本グラフの年齢層部別の結果につきましては、人権施策推進計画を策定する前段で年齢別（10 歳代刻み）で調査を実施しており、その結果は現在も市のホームページで公開しております。
3	1	条例改正の考え方・対応	「改正しない」とありますが、主務省令に従う旨の規定をしているので改正の必要がない、ということでしょうか。	お見込のとおりでございます。

3. 意見一覧

資料NO.	ページ	該当部分	質問	回答
2	目次	第1章と第3章	項目の立て方のバランス ：第1章が細かすぎ、第3章が粗すぎる 第3章の2 本紙の施策の内容 1 ライフステージを通じた重要事項 (1)・・・ (2)・・・ まで目次にしたほうがよいと思います。	ご意見を踏まえ、よりわかりやすい表記を検討します。
2	5～21	3, 6, 14, 16, 17, 21, 22, 25	グラフの体裁（特に棒グラフ） ・棒グラフで縦軸が0から始まらないものは、誤解を防ぐため省略を示す波線をつける、または、縦軸を0からにするほうがよい ・変化を示す目的のものは、棒グラフよりも折れ線グラフのほうがよい ・17 本紙の幼稚園の利用状況→18～20と同様、縦軸を0からとすべき ・25 本市の子育て支援サービスに対する充実希望→縦軸を0からとすべき	他の計画で示されているデータを基本的にはそのまま引用しています。
2	28	-	こども大綱の第4「こども施策を推進するために必要な事項」から「2こども施策の共通の基盤となる取組」に関して本市の取組が記載されていますが、「1こども・若者の社会参画・意見反映」に関しても何らかの記載が必要と考えます。	意見反映は、こども基本法第11条に規定されているとおり、今後、全国的に取り組むべきものであるため、記載していません。こうした全国的内容については、本計画とは別に国の資料等を用いて周知を図っていきます。
2	-	-	こども大綱からの引用がされていない部分の理由を教えてください。 ※国でしか行えない事項以外は、対応する現行の取組がない場合も、省かずに挙げておくべきではないでしょうか。	この度の素案については、本市における数多くある子ども施策の周知を図ることに重点をおいて策定を行ったところであり、本計画の記載にあたりましては、こども大綱に記載されている項目を勘案しながら、本市が現行実施しているどの施策がこれに当たるのか、明確にするため、大綱と施策が一致するよう記載することとしたものです。 記載内容につきましては、次年度以降、こどものみなさんからの意見聴取などを予定しており、これらを含めまして、また、国のガイドラインや他の自治体の記載事例等も参考にしながら考えてまいります。
2	32	-	こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。	
2	42	-	理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、STEAM教育14等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者や若手起業家等を育成する。 特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働の下、応援する。	
2	46	-	妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェムテックの利活用に係る支援を行う。	
2	48	-	こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める。	
2	53	-	こども大綱p.19の内容 ・学校を地域につなげるプラットフォームと位置づけ、早期支援体制を強化 ・教育の無償化 ・こどもの貧困に対する社会の理解促進	
2	56	-	こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。	
2	57	-	障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。	
2	60	-	（一時保護に関する記載→児童相談所や一時保護に関する見解は。）	
2	60	-	社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	
2	65	-	生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命（いのち）の安全教育の展開を図る。	

資料NO.	ページ	該当部分	質問	回答
2	85	-	こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、ＳＯＳを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進める。予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進める。	
2	87	-	こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進する。職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。こども・若者の自己実現 につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組む。社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育の取組を一層推進する。	
2	88	-	いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁とで情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。	
2	90	-	「好事例の収集、周知等」の「周知等」が記載されていない	
2	94	-	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	
2	94	-	進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのＳＯＳサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知する。 悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるよう情報等を周知する。	
2	97	-	保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいらない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する。	
2	107	-	こども大綱の第４の２（１）【「こどもまんなか」の実現に向けたＥＢＰＭ】	
2	107	-	担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進める。 こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組む。	
2	110	-	先進的な地方公共団体の取組も参考に、住民に身近な地方公共団体において、個々のこども・若者や家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、ＳＯＳを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組を推進する。	
2	112	-	こども大綱の第４の２（５）こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	